

## 地域連携の例(1)：指定相談場所（巡回相談）

### ■ 指定相談場所での法律相談

法律相談援助の実施場所は、原則、法テラス地方事務所又は契約弁護士が所属する法律事務所であるところ、地方事務所長が、上記場所とは別に法律相談援助の実施場所として指定した場所（弁護士会の法律相談センター、地方公共団体の施設等）でも法律相談を行うことができる。

### ■ 巡回相談

地方公共団体等の施設を一時的な指定相談場所として指定し、弁護士等が同所に赴いて実施する法律相談のこと。

- **同種の法的問題を抱えた方が集まる場所を指定相談場所**とすることで、**法律相談のハードルを下げるとともに、法的問題に気が付いていない方の法的ニーズを掘り起こし、法律相談につなげることが可能（アウトリーチ型の取組）**。
- **過疎地域**においては、利用者が法律相談のために弁護士のいる都市部まで行かずとも、**地元での巡回相談において法律相談をすることが可能**。

### ○ 指定相談場所相談及び巡回相談の実績

指定相談場所数：902か所（2024年8月時点）

具体例) 弁護士会の法律相談センター、  
役所・役場、地域包括支援センター、福祉協議会、  
更生保護施設、被害者支援センター、女性相談センター、  
子ども食堂、国際交流協会、精神科病院、消費生活相談センター 等

巡回相談件数（※）：1,077件（2024年度）

指定相談場所での法律相談件数：35,933件（2024年度）

※令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨に係る被災者法律相談援助を利用した巡回相談件数を含む。

## 地域連携の例(2)：ケース会議弁護士派遣モデル事業

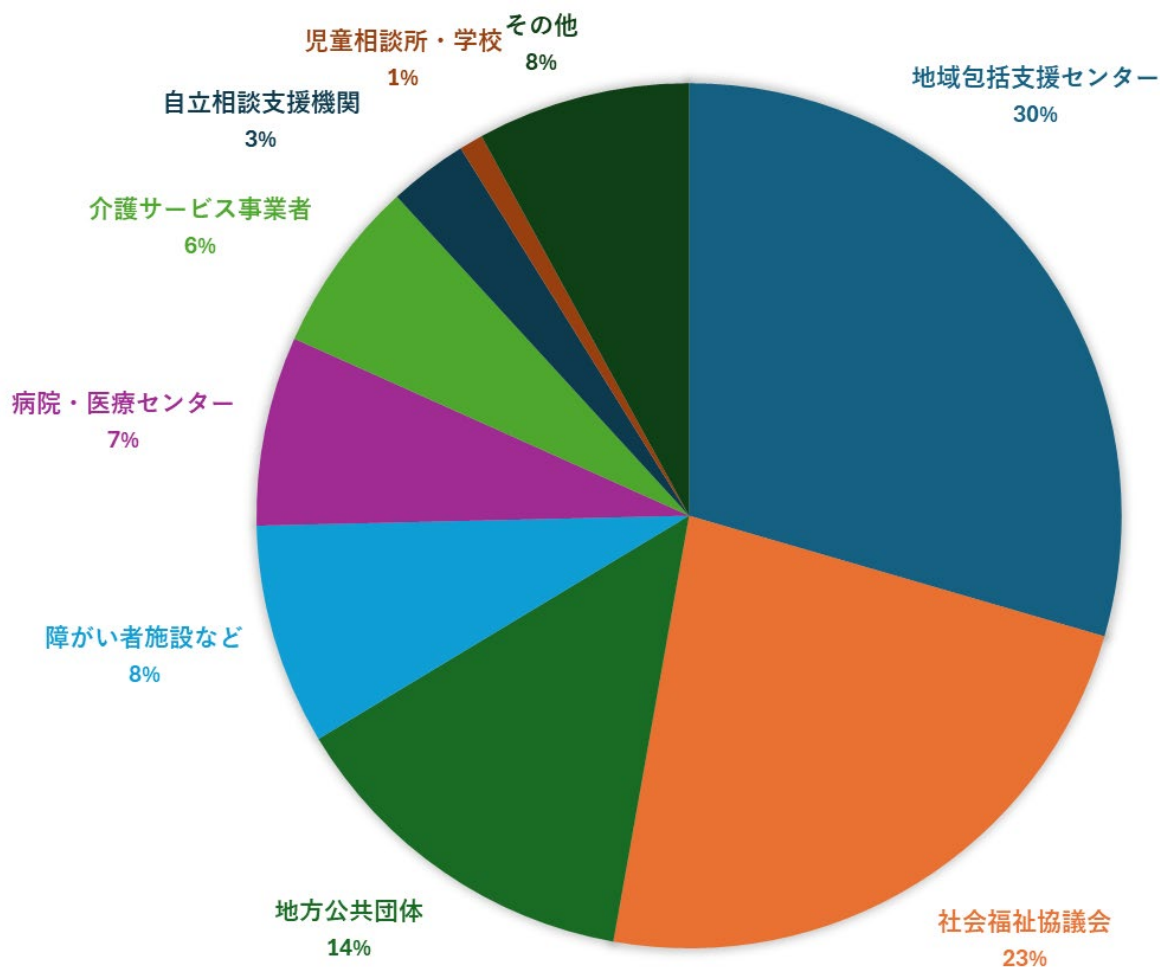
### ■ ケース会議弁護士派遣モデル事業

- 支援を必要としている方のために、福祉機関や自治体などの関係者が情報共有をしたり、**支援計画を話し合うための会議である「ケース会議」に弁護士を派遣して、その報酬を法テラスが支払う取組。**
- 現在、寄附金等を原資として試行的に実施している。
- 2024年度の実績

実施件数 : 339件

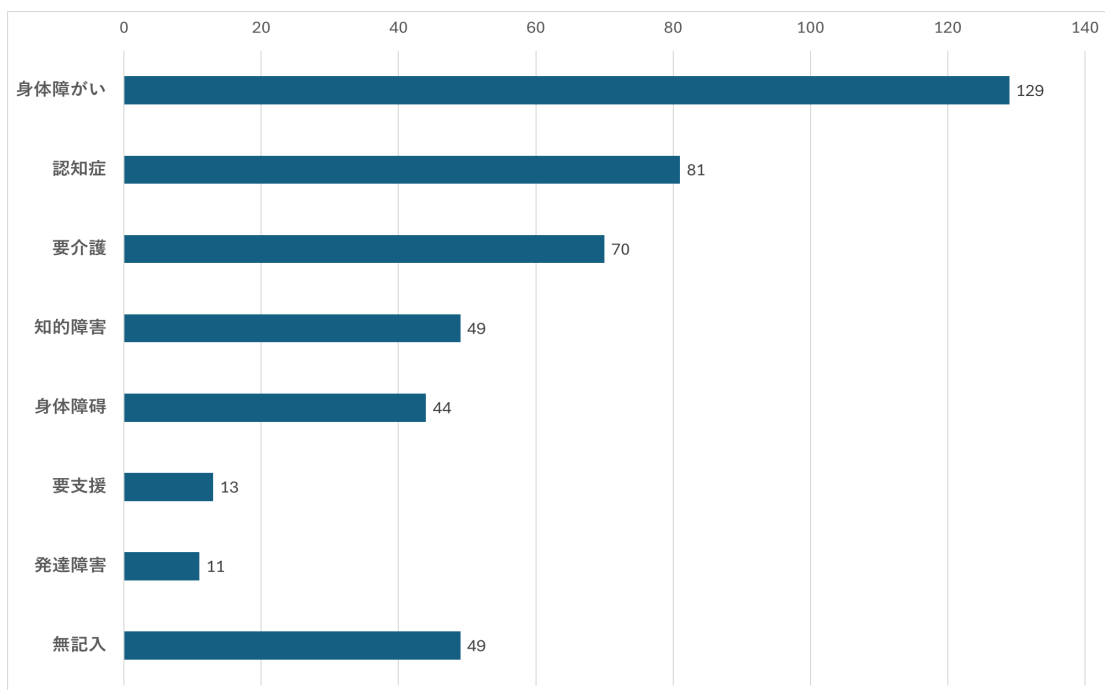
実施事務所数 : 12事務所 (岩手、神奈川、山梨、石川、富山、岐阜、京都、奈良、和歌山、広島、愛媛、沖縄)

#### ① 申込機関

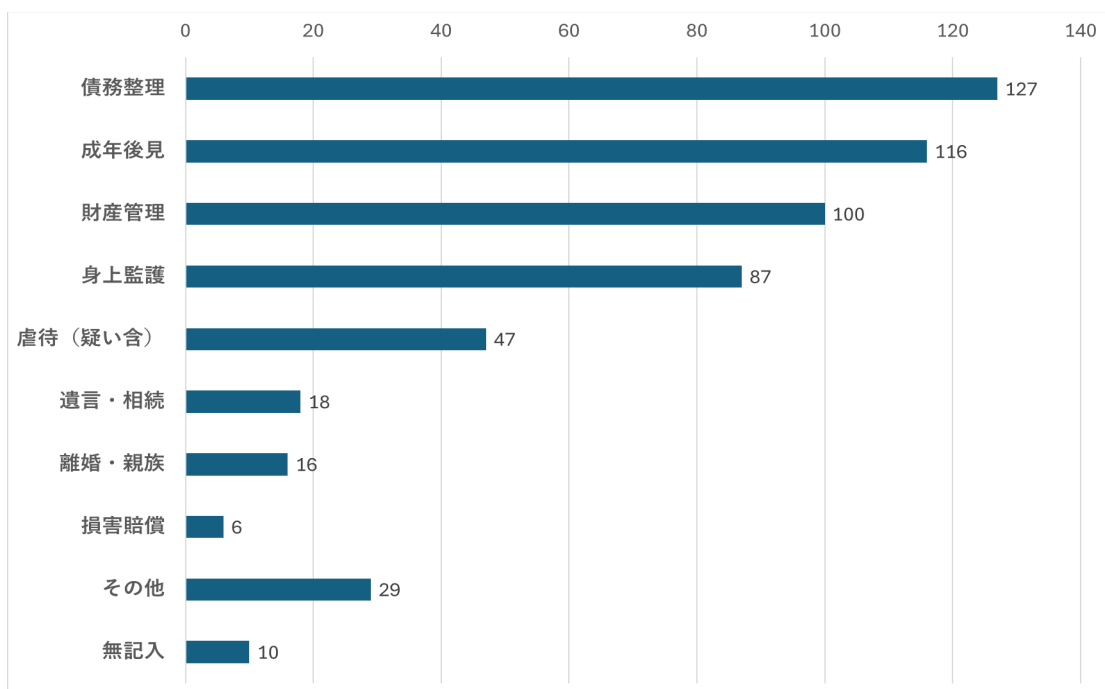


## 地域連携の例(2)：ケース会議弁護士派遣モデル事業

### ② 支援を必要としている方（被支援者）の状態（※1）



### ③ 被支援者が抱える法的問題の種類（※2）



※1 1回の会議において複数の被支援者に関する相談を行う場合があるため、②の合計数はモデル事業実施件数より多くなっている。

※2 ※1の事情に加え、被支援者が抱える法的問題は複数事案に跨る場合があるため、③の合計数はモデル事業実施件数及び②の合計数より多くなっている。

## 地域連携の例(3)：オンラインアクセスポイント

### ■ オンラインアクセスポイント（自治体連携型オンライン相談）

- 自治体等との連携による**法律相談の実施方法の一つ**。
- 自治体等の施設にあるオンライン端末（PC等）を利用し、**同所と法テラス事務所等をオンラインで繋いで法律相談を行う**ものであり、都市部から距離があって、都市部の弁護士等が頻繁に出張することが難しい地域（離島等）においても、**効率的に法律相談を実施**することが可能。
- **オンライン端末の操作は連携先の職員が行う**ことで、電子機器の扱いに慣れていない高齢者等も利用できるように対応。
- 2020年12月に長崎県新上五島町において初めて開始され、現在は**全国10か所**の自治体に実施。



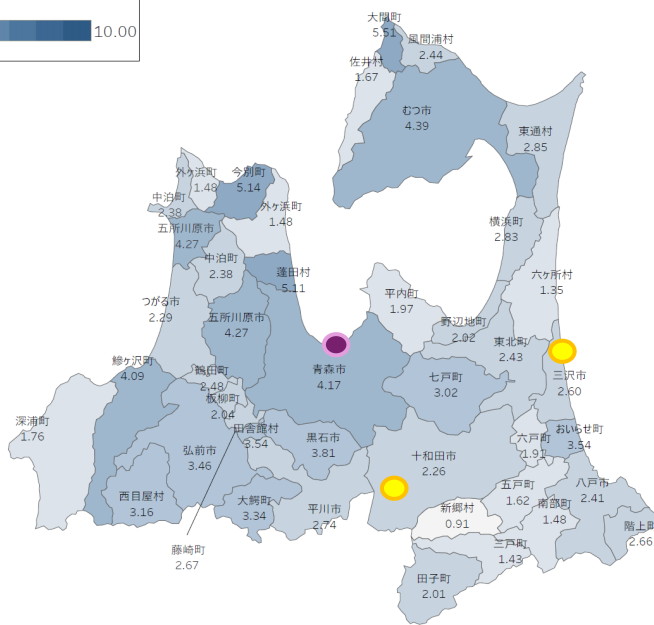
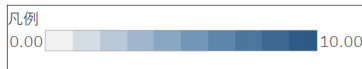
オンラインアクセス 設置市町村	設置施設	運用開始時期	管轄地方事務所
青森県三沢市	三沢市役所	2023年	青森地方事務所 (青森市)
青森県十和田市	十和田市役所	2023年	
神奈川県山北町	山北町役場	2021年4月	神奈川県地方事務所 小田原支部 (小田原市)
神奈川県大井町	大井町役場	2022年4月	
神奈川県二宮町	二宮町役場	2023年7月	
三重県度会町	度会町役場	2023年3月	三重地方事務所 (津市)
島根県	県内社会福祉協議会	2025年4月	島根地方事務所 (松江市)
福岡県筑前町	筑前町地域包括支援センター	2024年1月	福岡地方事務所 (福岡市)
福岡県東峰村	東峰村地域包括支援センター	2025年1月	
長崎県新上五島町	新上五島町役場	2020年12月	長崎地方事務所 (長崎市)

# オンラインアクセスポイント設置市町村の民事法律扶助実績

## ① 青森県

市町村	法律相談援助件数 (人口1万人あたり件数)	代理援助等件数 (人口1万人あたり件数)	代理援助／相談援助 (%)
青森市	41.7件	15.26件	36%
三沢市	26.0件	5.36件	20%
十和田市	22.6件	5.80件	25%
(参考：全国)	—	—	(35%)

【02青森】令和6年度 法律相談援助件数 (人口1000人あたり)



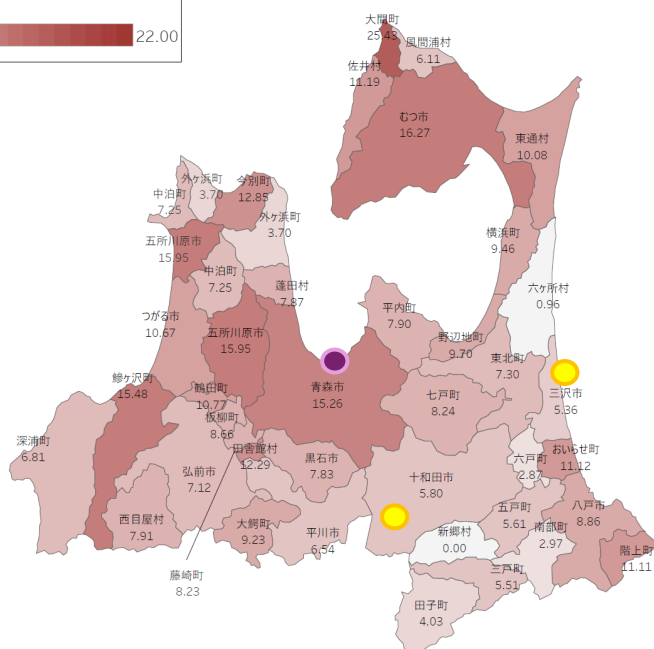
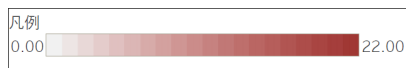
【凡例】 (以下同)

※1 青色の地図は法律相談援助、赤色の地図は代理・書類作成援助の人口当たり件数を示す。(色が濃い市町村は人口当たり件数が多く、色が薄い市町村は少ない)

※2 地図上では、法律相談援助は人口1000人当たりの件数、代理・書類作成援助は人口1万人当たりの件数を表示。

ただし、表においては、比較のしやすさを考慮し、いずれも人口1万人当たりの件数に統一して表示している。

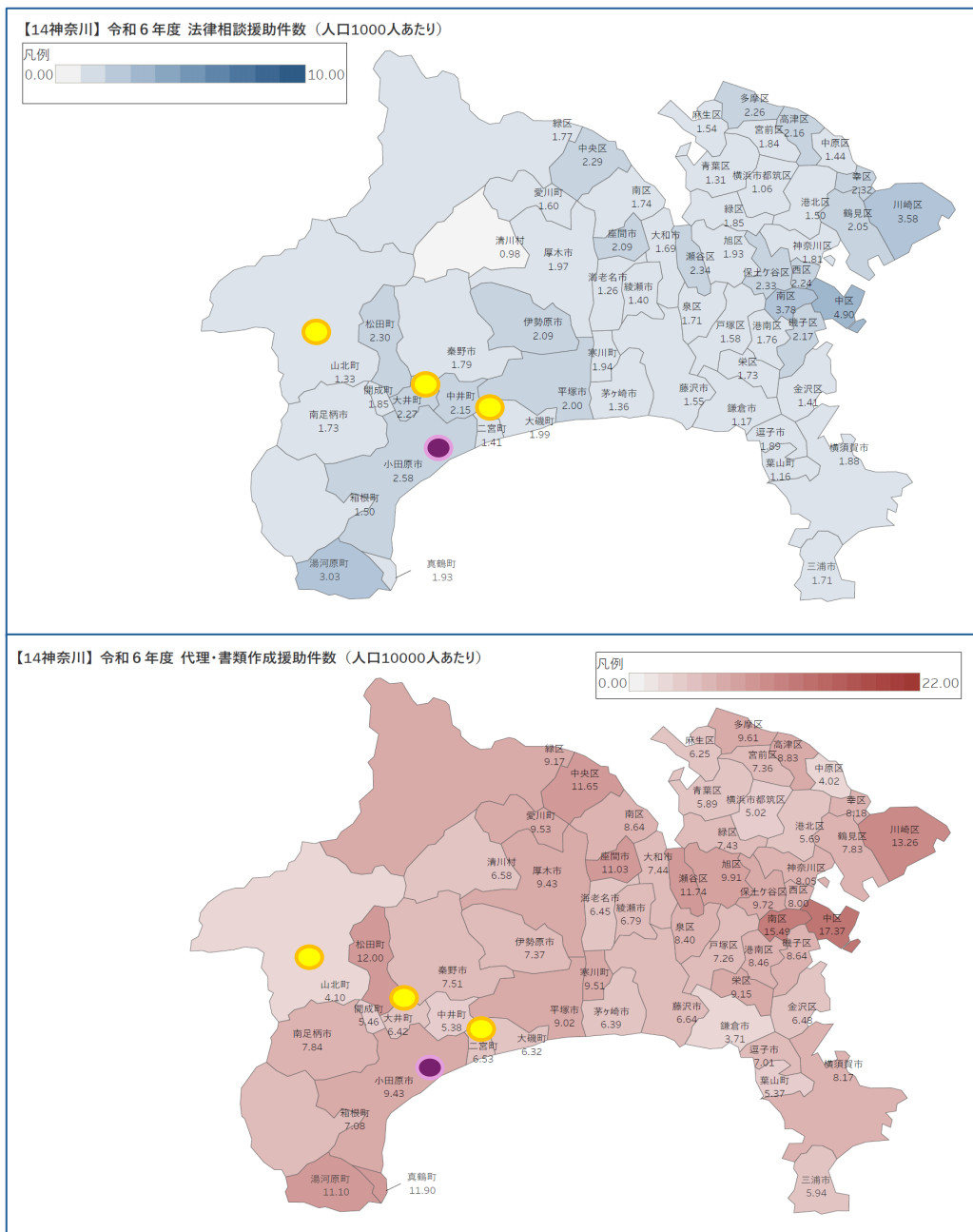
【02青森】令和6年度 代理・書類作成援助件数 (人口10000人あたり)



# オンラインアクセスポイント設置市町村の民事法律扶助実績

## ② 神奈川県

市町村	法律相談援助件数 (人口1万人あたり件数)	代理援助等件数 (人口1万人あたり件数)	代理援助／相談援助 (%)
小田原市	25.8件	9.43件	36%
山北町	13.3件	4.10件	30%
大井町	22.7件	6.42件	28%
二宮町	14.1件	6.53件	46%

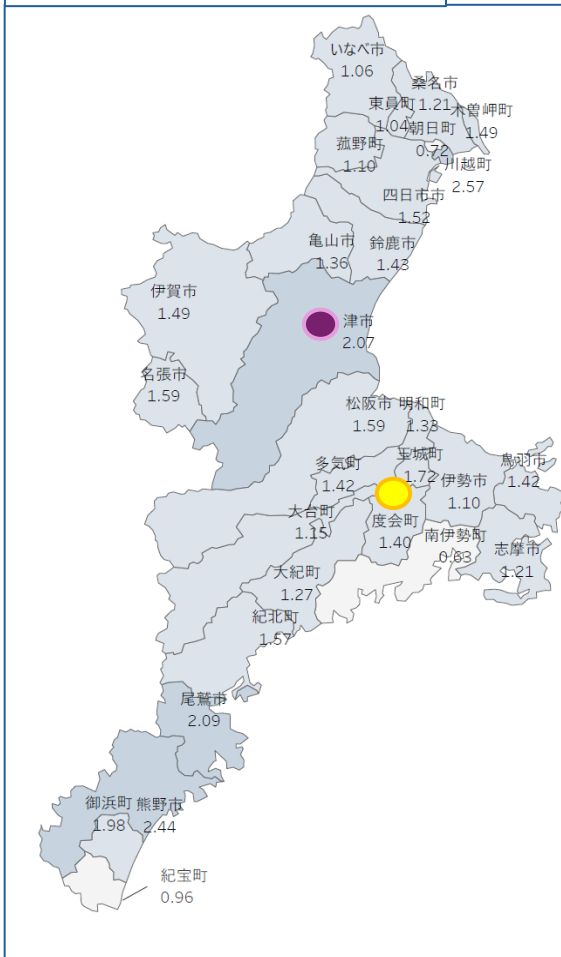
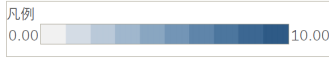


# オンラインアクセスポイント設置市町村の民事法律扶助実績

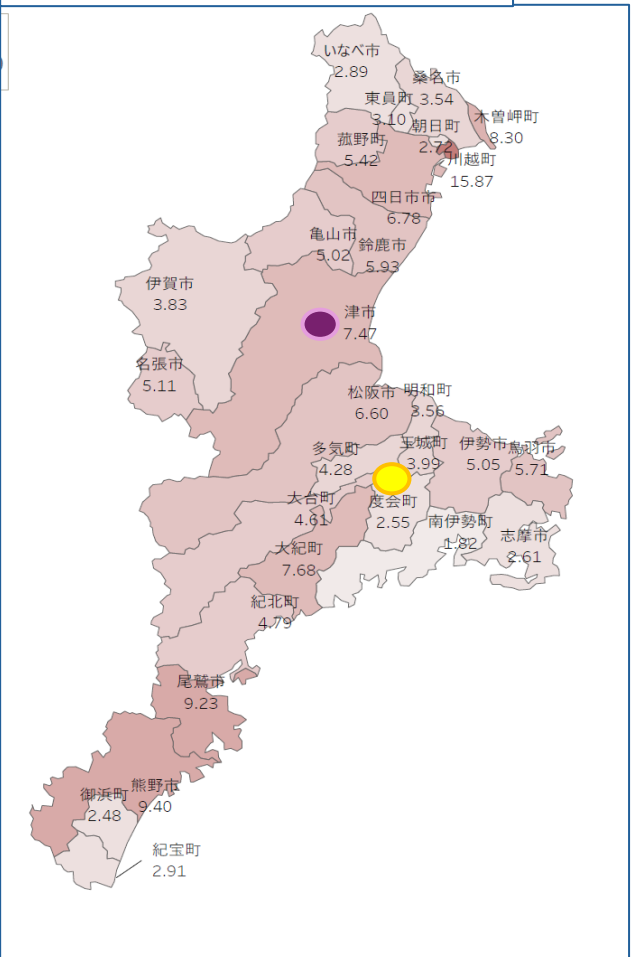
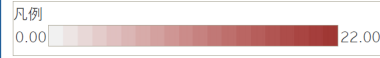
## ③ 三重県

市町村	法律相談援助件数 (人口1万人あたり件数)	代理援助等件数 (人口1万人あたり件数)	代理援助／相談援助 (%)
津市	20.7件	7.47件	36%
度会町	14.0件	2.55件	18%

【24三重】令和6年度 法律相談援助件数 (人口1000人あたり)



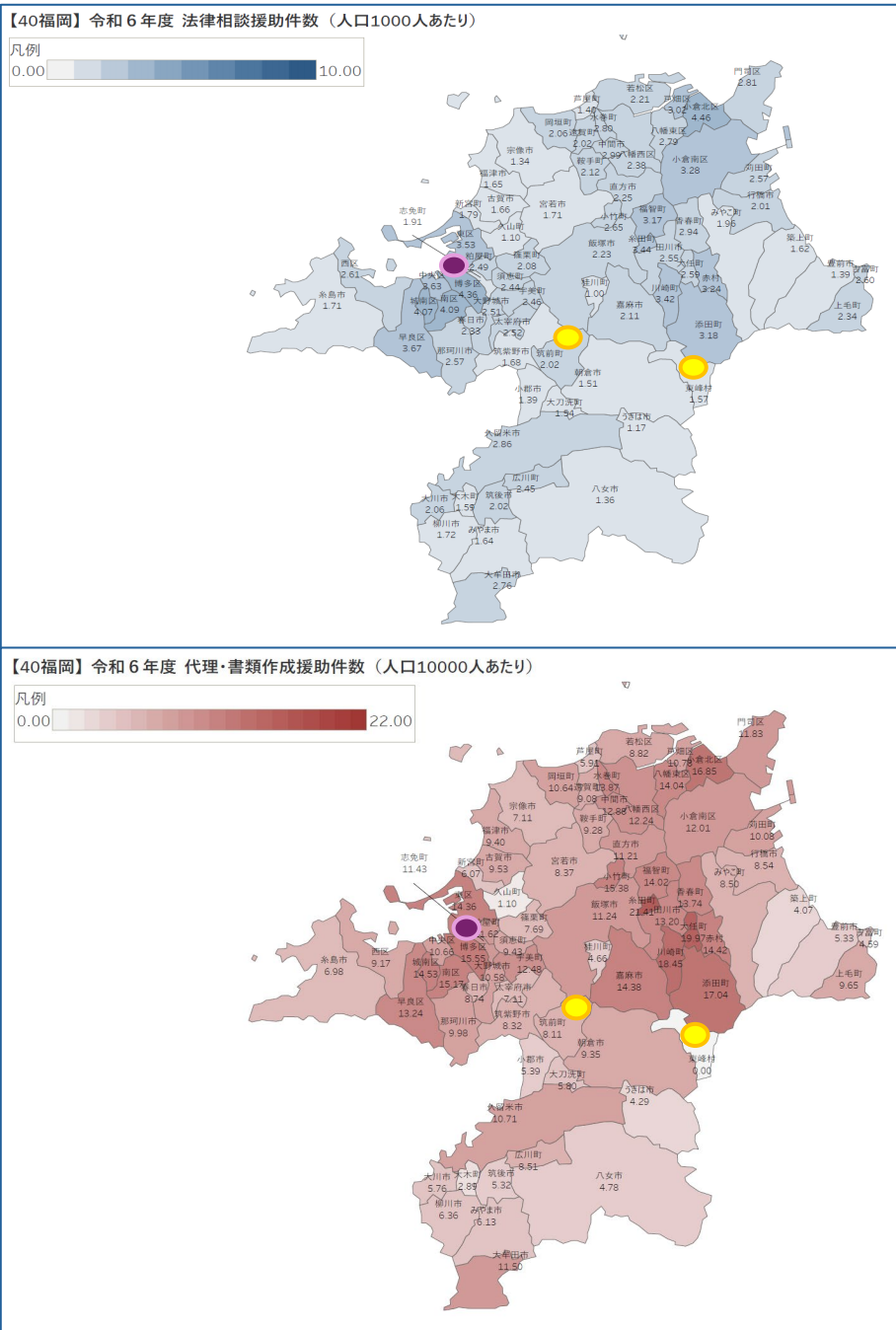
【24三重】令和6年度 代理・書類作成援助件数 (人口10000人あたり)



# オンラインアクセスポイント設置市町村の民事法律扶助実績

## ④ 福岡県

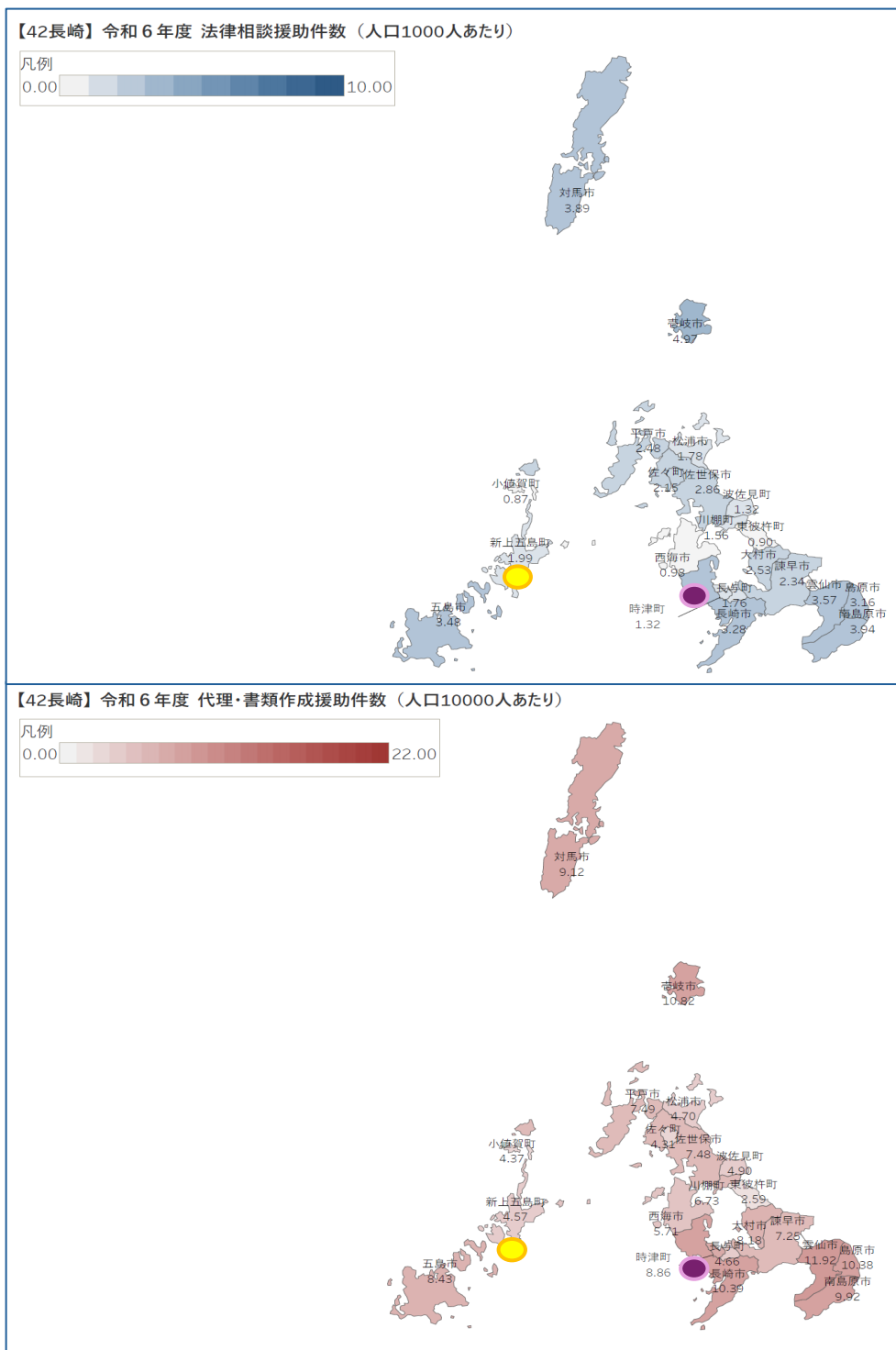
市町村	法律相談援助件数 (人口1万人あたり件数)	代理援助等件数 (人口1万人あたり件数)	代理援助／相談援助 (%)
福岡市 (博多区)	43.6件	15.55件	35%
筑前町	20.2件	8.11件	40%
東峰村	15.7件	0.00件	0%



# オンラインアクセスポイント設置市町村の民事法律扶助実績

## ⑤ 長崎県

市町村	法律相談援助件数 (人口1万人あたり件数)	代理援助等件数 (人口1万人あたり件数)	代理援助／相談援助 (%)
長崎市	32.8件	10.39件	31%
新上五島町	19.9件	4.57件	22%



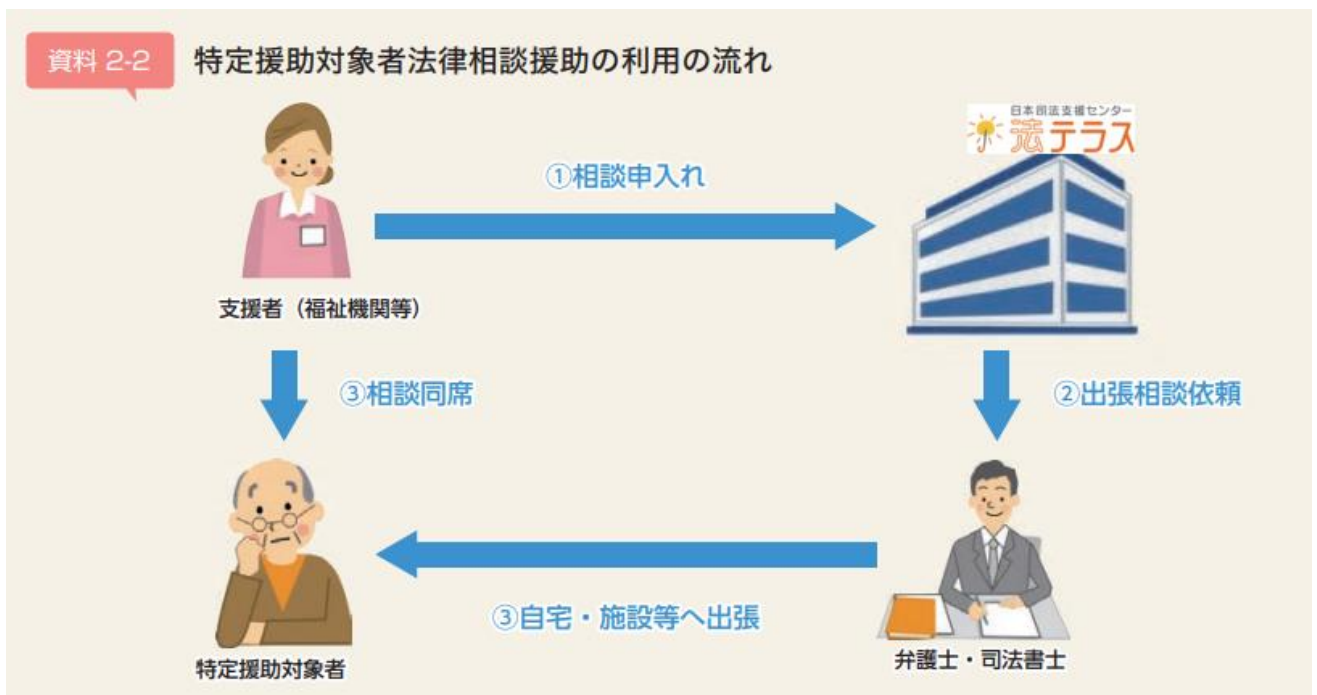
## 司法ソーシャルワークの例①：特定援助対象者法律相談援助

### ■ 司法ソーシャルワーク

- 弁護士・司法書士等と地方公共団体・福祉機関等の職員とが連携・協働しながら、高齢・障害・生活困窮等の理由で自ら法的援助を求めることが難しい方の下に出向くなど積極的に働きかけ、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図るといふ、アウトリーチ型の取組。

### ■ 特定援助対象者法律相談援助（総合法律支援法30条1項3号）

- 高齢や障がいにより認知機能が十分でないため、自己の権利実現が妨げられているおそれがある方（特定援助対象者）は、法的問題を抱えていても、それに気が付くことができなかつたり、気が付いたとしても、法テラスまで自分で援助を求めることが難しい場合がある。
- そのような場合に、当該特定援助対象者を支援する地方自治体や福祉機関の方から法テラスに申入れをいただくことで、弁護士（常勤・契約）、司法書士が当該特定援助対象者のところまで出張して法律相談を実施する制度。
- 2014年の有識者検討会における提言を受け、2016年の総合法律支援法改正によって導入された。

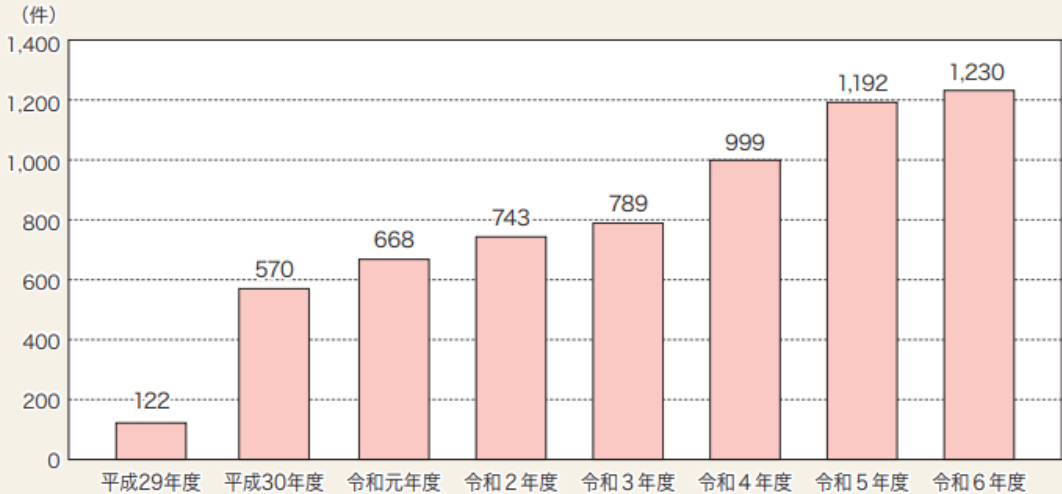


# 司法ソーシャルワークの例①：特定援助対象者法律相談援助

- 特定援助対象者法律相談援助の実施件数等  
(地方事務所別の詳細は資料2-6参照)

資料 2-9 特定援助対象者法律相談援助件数の推移

地方事務所別データは 付表 2-3



(注) 平成 29 年度分については、平成 30 年 1 月から同年 3 月実施分

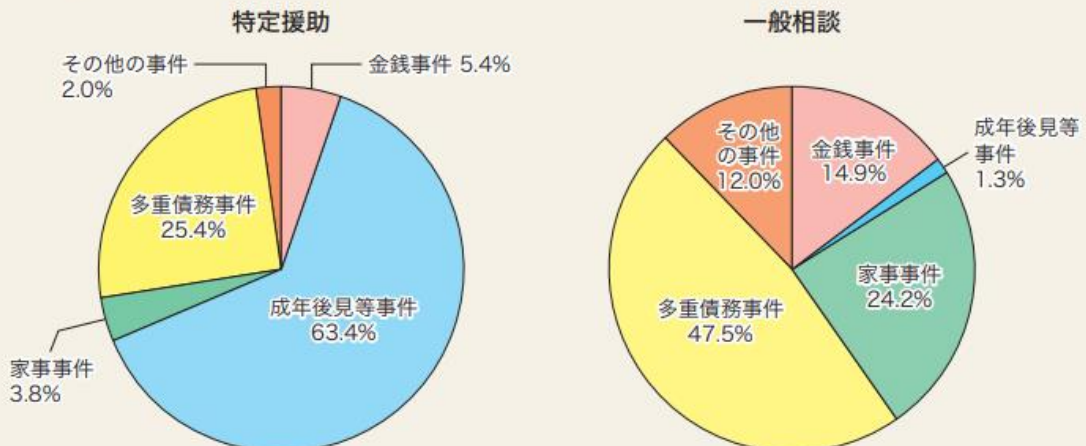
資料 2-10 令和 6 年度特定援助機関別相談実施件数

合計	申入れ特定援助機関						
	地方公共団体	社会福祉協議会	地域包括支援センター	介護保険法上のサービス事業者 (注1)	障害者総合支援法上のサービス事業者 (注1)	児童福祉法上の支援事業者 (注1)	その他(注2)
1,230件	348	163	301	222	61	0	135
100%	28.3%	13.3%	24.5%	18.0%	5.0%	0.0%	11.0%

(注1) 地方公共団体から指定又は監督を受ける事業者

(注2) 医療ソーシャルワーカーが所属している医療機関、地域生活定着支援センター、精神保健福祉センター等

資料 2-12 令和 6 年度特定援助対象者法律相談援助の事件別内訳 (一般相談との比較)



# 司法ソーシャルワークの例②：ワンストップ相談会

## ■ ワンストップ相談会

- 弁護士・司法書士・心理士・社会福祉士・警察官・自治体職員などの様々な専門家が相談会に集結し、それぞれの専門的知見を生かして、相談者の困りごとにワンストップで対応する取組。
- 旧統一教会問題をきっかけとし、2023年に**弁護士・心理士・社会福祉士と連携した、靈感商法等に関するワンストップ相談会**を開催。
- 2024年からは「灵感商法等」だけではなく、「**犯罪被害**」「**ひとり親家庭等**」「**闇バイト問題**」と、取り上げる法的問題を広げて、それに応じた様々な専門家と連携した相談会を全国で開催。
- ワンストップ相談会の実績
  - 2023年度 全国各所で計25回開催（灵感商法等）
  - 2024年度 全国各所で計13回開催（灵感商法等、犯罪被害、ひとり親家庭等、闇バイト問題）
  - 2025年度 全国各所で計17回開催（2024年度と同様）

